

令和5年度商店街NEXTリーダーセミナー開催業務に関する質問への回答

NO.	質問	回答
1	・共同提案による応募は可能でしょうか？	・本業務の企画提案募集要領では共同提案を認めておらず、最も効果的な企画を提案した1者を委託予定者として選定することとしています。したがって、共同提案は不可とします。 なお、事業の実施に当たって、業務の一部を他者に委託することについては、委託者（県）との契約後に委託者（県）から一部再委託の承認を得られれば可能です。
2	・共同提案が可能な場合、「令和5年度商店街NEXTリーダーセミナー開催業務の企画提案に係る企画提案届出書（様式第2号）」は1事業者を代表者として1事業者についてのみ記載すること、「企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）」は2社分提出すること」といった注意点があれば、ご教示願います。	・No1のとおりです。